

○厚生労働省告示第二百二十二号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久

第百三十五号を第百三十六号とし、第百六号から第百三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第百五号の次に次の一号を加える。

百六 ペルツズマブ及びその製剤